



図書館へ行こう ●新刊のお知らせ●

一般図書

人生がときめく片づけの魔法……………近藤 麻理恵
はげましてはげまされて……………竹浪 正造
ジュージュ……………よしもと ばなな
子どもを叱らないですむ毎日のルール……………牧野 由希子
カヨ子ばあちゃん73の言葉……………久保田 カヨ子
いのちを育む……………日野原 重明
アンダーズ・ハイ……………向原 祥隆
母さんのコロケ……………喜多川 泰
こいすれ……………畠中 恵
大幸運食堂……………明川 哲也
紗綾……………リチャール・コラス
生命の未来を変えた男……………NHK
やさしくあめる、大人可愛い手あみの小もの…主婦の友
やさしい古文書の読み方……………高尾 善希
ほし☆みつきのあたまでつかちな可愛いあみぐるみ
……………ほし みつき
すべてがFになる……………森 博嗣
小学生の学力は「新聞」で伸びる!……………樋口 裕一
仕事の話……………木村 俊介
新徳摩学……………小島 摩文
ゴーマニズム宣言 SPECIAL 国防論……………小林 よしのり
簡単木工例100……………学研
真夜中の探偵……………有栖川 有栖
おまえさん 上・下……………宮部 みゆき
鼠、夜に賭ける……………赤川 次郎
警官の条件……………佐々木 譲

児童図書

ぞくぞく村のかぼちゃ怪人……………末吉 暁子
かぶと三十郎 きみのために生きるの巻……………宮西 達也
おはなししましょう……………谷川 俊太郎
おとまり、おとまり?……………ボニー・ベッカー
1001のクリスマスをさがせ!…アレックス・フリス
ベネロベおかしなふくをきる……………アン・グットマン
世界にはばたく日本刀……………秋山 芳弘
こどものためのすてい!名言……………斎藤 孝
ココロ屋……………梨屋 アリエ
おもいほり……………中村 美佐子
妖精のぼうし、おゆずりします。……………あんびる やすこ
ちよっただけ……………滝村 有子
戦国武将55……………清水 昇

どんどこん……………和歌山 静子
ファーティのクリスマス……………ジュリア・ローリンソン

本の検索について

さがしている本の所蔵について、町のホームページより検索することができます。ホームページの『図書検索』をクリックして、『フリーワード検索』などの機能を使用して蔵書検索ができます。便利な機能ですので、どうぞご利用ください。

<http://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/library/index.html>

図書館のおすすめ本

一般図書

終活のすすめ

丸山 学
「終活」とは、人生の終わりに向けて前向きに準備を進める活動のことです。「家族のための生前準備」から「自分のための終活」へのさまざまな方法を紹介しています。

眼鏡屋は消えた

山田 彩人
気がつくと演劇部の部室でのびて、8年間の記憶が失われていた千絵。しかも親友が亡くなっていたなんて……………



12月28日(水)~1月4日(水)は休館です。

【開館時間】

平日(火~金)は
午前9:30~午後6:00

土・日曜・祝日は
午前9:00~午後5:00

土・日曜・祝日も開館しています!

月曜日は休館

※月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日が休みに なります。

【お問い合わせ先】

大崎町立図書館 大崎町仮宿1029番地
TEL:099-476-4251 FAX:099-476-4251

児童図書

かしのきホテル

久保 喬
森のかしのきホテルは、どんなお客も区別なく泊めてくれるホテル。それなのに、わかまなお客は小言ばかり言ってでいてしまいますが……………

うさぎがいっぱい

ペギー・パリシュ
モリーおばさんのうちに、大きなうさぎが一びきとまりにきて、よくあさたくさんのこどもがうまれていました。かわいがっているうちに、うさぎはふえるいっぱい。モリーおばさんはどうしたのでしょうか?



★ふれあいおはなし会★

◎開催日時…毎月第3日曜日 10時~

空き店舗対策補助事業実施中

①補助対象経費及び補助金額

●店舗改修費用

〈補助対象経費〉

店舗の改修に要する費用で改修費の総額が1件20万円以上であること

〈補助金額〉

上限50万円

●店舗賃借料

〈補助金額〉

月額賃借料の2分の1で、1店舗につき1年を限度。上限は年間30万円

町内の商業活性化を図るため、空き店舗を利用して事業を始めようとする事業者などに対し、開業にかかる経費(店舗改修費など)の一部を助成します。

②補助対象者

○個人または、法人(中小企業)、その他の団体

③補助の要件

○小売店、飲食店、サービス業

(風営法に規定するものを除く。)

○店舗の入口が道路、または歩道に接している、かつ、店舗の1階で行う事業

○概ね午前10時から午後6時まで営業し、かつ、直接客が店舗に来ること

○コミュニティ施設

○次のいずれかに該当しないこと

- ・町内の店舗から他の店舗に移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした事業者
- ・町税などの滞納をしている事業者
- ・その他町長が不適切と認める事業を行おうとする事業者

*補助金の交付手続きなどの詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

大崎町役場 企画調整課 商工観光係 ☎ 476-1111 (221)